

(別記15-4)

## 特定相談支援事業所開設経費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則(高槻市規則第290号)に定めるもののほか、特定相談支援事業所開設経費等補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条第3項第3号の規定に基づき、障がい者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保のために、障害者総合支援法第5条第18項の計画相談支援を行う事業所を新たに開設しようとする者に対し、必要な費用の一部を補助することにより、新規の事業参入を促進し、相談支援体制の整備を図ることを目的とする。

(補助対象事業者、補助事業及び補助対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、高槻市において障害者総合支援法第51条の20の指定特定相談支援事業者(以下「事業者」という。)の指定を受けて、特定相談支援事業所(以下「事業所」という。)を新規に開設しようとする事業者であり、かつ次に掲げる各号をすべて満たすものとする。

- (1) 計画相談支援に従事する常勤の相談支援専門員を原則2名以上配置すること。  
ただし、やむを得ず補助事業開始当初において相談支援専門員の配置が1名の場合においては、事業計画書に2名以上配置を計画するものとする。
- (2) やむを得ない事情がある場合を除き、5年以上事業を継続すること。
- (3) 市全域を対象として支援を行うこと。
- (4) 障がい種別に関わらず支援を行うこと。

2 次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、次号において「法」という。)第2条第2号に規定する「暴力団」
- (2) 法第2条第6号に規定する「暴力団員」
- (3) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」

3 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という)は、以下の事業とする。

- (1) 事業所の新規開設準備
- (2) 事業所の新規開設後の運営

4 補助対象期間は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の補助対象期間は交付決定日から指定日の前日までとする。ただし同一会計年度内かつ指定日の前日から前6月以内に限る。
- (2) 前項第2号の補助対象期間は事業者の指定日から指定日の属する年度の末日まで、及びその翌年度とする。

- 5 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に必要な費用のうち別表1に掲げるものとする。ただし補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額と別表1に掲げる補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特定相談支援事業所開設経費等補助金交付申請書に、要件確認申立書及び別表2に定める書類を添付し、高槻市福祉事務所長（以下、「所長」という。）が別に定める期日までに所長に提出しなければならない。ただし、要件確認申立書については、既に当該補助金の申請のため提出している場合は、以後の提出を省略することができる。

- 2 申請者は、前項の規定による申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して、申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定）

第6条 所長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、条例及び規則に違反しないこと。
  - (2) 予算の範囲内であること。
  - (3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
  - (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
  - (5) その他所長が必要と認める事項
- 2 所長は、第1項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 所長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 4 所長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった日から30日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（交付の条件）

第7条 所長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容を変更（所長の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、所長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、所長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を文書で所長に報告し、その指示を受けること。
  - (4) 所長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
  - (5) 法令等及びこの要綱を遵守すること。
  - (6) 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請がなされた場合において、補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、当該消費税仕入控除税額等を所長に報告すること。
- 2 所長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還すべき旨の条件を付することができる。
- 3 所長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前2項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第8条 所長は、補助金の交付の決定をしたときは、特定相談支援事業所開設経費等補助金交付決定通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 所長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、特定相談支援事業所開設経費等補助金不交付決定通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げは、特定相談支援事業所開設経費等補助金交付申請取下書を所長に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の変更等）

第10条 当該補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更し、又は中止・廃止をしようとするときは、あらかじめ特定相談支援事業所開設経費等補助金変更・中止・廃止承認申請書を所長に提出し、その承認を

受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助事業の目的に変更がないものについては、この限りではない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で所長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 所長は第1項又は第2項の規定により承認したときは、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、所長は、補助事業の変更等に伴う特定相談支援事業所開設経費等補助金交付決定取消・変更通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。
- 4 所長は第1項又は第2項の規定による申請を認めない場合には特定相談支援事業所開設経費等補助金交付決定変更却下通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第11条 所長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 所長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1)天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (2)補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 所長は第1項の規定による取消又は変更を行ったときは、事情変更による特定相談支援事業所開設経費等補助金交付決定取消・変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の適正な遂行)

第12条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく所長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第13条 所長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

- 2 補助事業者は、所長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

第14条 所長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

- 2 所長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。
- 3 所長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第20条第1項第4号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者に告知するものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から30日以内、かつ、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに、特定相談支援事業所開設経費等補助金実績報告書に別表3に定める書類を添付し、所長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の規定による実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の額の確定等)

第16条 所長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、特定相談支援事業所開設経費等補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第6条第1項の規定による補助金の交付決定額（第10条第3項又は第11条第1項の規定により変更した場合は、当該変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行う。

(是正のための措置)

第17条 所長は、第15条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これを適合させるための措置をとるよう当

該補助事業者に対して指示することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

#### (補助金の交付)

第18条 所長は、第16条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、特定相談支援事業所開設経費等補助金交付請求書を所長に提出しなければならない。

3 所長は、前項及び次条第2項の交付請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

#### (概算払)

第19条 所長は、第3条第3項第2号の補助事業にあつては前条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、第8条第1項の通知により交付決定された補助金の5割を超えない金額を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第8条第1項の規定による通知を受けた後、特定相談支援事業所開設経費等補助金交付請求書を所長に提出しなければならない。

3 概算払により補助金の交付を受けた補助事業者は、第16条第1項の規定による通知を受けたときは、特定相談支援事業所開設経費等補助金精算書に、補助金充当経費実績内訳書及びその他所長が必要と認める書類を添付し、所長に提出しなければならない。ただし、第15条第1項の規定による実績報告において別表3に掲げる収支決算書に精算金額が記載され、かつ、当該精算金額と第16条第1項の規定による補助金の確定額とに相違がないときは、当該収支決算書等の提出をもって、特定相談支援事業所開設経費等補助金精算書を提出したものとみなす。

#### (決定の取消)

第20条 所長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 第7条の規定に基づく条件に違反したとき。

(4) 第14条又は第17条第1項の規定に基づく所長の指示に従わなかったとき。

(5) 正当な理由がなく第15条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

(6) 第26条第3項の規定に違反したとき。

(7) 補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認められるとき。

(8) 第3条第2項各号のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 所長は、第1項の規定による取消しをしたときは、特定相談支援事業所開設経費等補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第21条 補助事業者は、第10条第3項、第11条第1項又は前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、所長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。
- 2 補助事業者は、第16条第2項の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその確定額を超える補助金の交付を受けているときは、所長が定める期日までに、当該確定額を超える部分に相当する補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第22条 補助事業者は、第20条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還が求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
  - 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
  - 4 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
  - 5 所長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還)

- 第23条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を所長に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、所長が定める期日までに、当

該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前条第4項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(他の補助金の一時停止等)

第24条 所長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第25条 所長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(財産の管理及び処分の制限等)

第26条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

3 補助事業者は、取得財産のうち次の各号に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が第7条第2項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する額を市に返還した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して所長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で単価が50万円以上のもの

(3) その他所長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

4 所長は、次に掲げる場合には、前項の規定による取得財産の処分の承認をするものとする。この場合において、所長は、速やかに取得財産の処分承認書により当該補助事業者に通知するものとする。

(1) 災害等により補助事業者の責めに帰する事のできない理由により、当該財産が毀損又は滅失したとき。

(2) 前号に定めるもののほか、やむを得ない事情があると認めるとき。

(関係書類の整備)

第27条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第16条第1項の規定による補助金額確定通知を受けた日から10年間保

存しなければならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行し、その施行の日から4年以内に廃止または検討するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、新要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用とする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、新要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

別表 1 (第3条、第4条関係)

	補助対象経費	補助基準額
事業所の新規開設準備	1 役務費 2 需用費 3 使用料及び賃借料 4 備品購入費 5 委託料 6 工事請負費 7 その他事業所開設の準備に要する費用（人件費は除く）	500千円
事業所の新規開設後の運営	1 役務費 2 需用費 3 使用料及び賃借費 4 備品購入費 5 その他事業所の維持管理に要する費用（人件費は除く）	1年度につき 1,500千円 ※指定日の属する年度及びその翌年度

別 表 2 (第5条関係)

	添付する書類
事業所の新規開設準備	1 補助事業にかかる収支予算書 2 事業計画書 3 人員配置計画書 4 見積書 5 (工事にかかる費用の申請にあつては) 図面 6 指定までの工程表 7 その他所長が必要と認める書類
事業所の新規開設後の運営	1 指定書の写し 2 補助事業に係る収支予算書 3 内訳書 4 人員配置表 5 その他所長が必要と認める書類

別 表 3 (第15条関係)

	添付する書類
事業所の新規開設準備	1 補助事業に係る収支決算書 2 領収書・納品書の写し 3 (工事にかかる費用の申請にあつては) 施工前後の写真 4 その他所長が必要と認める書類
事業所の新規開設後の運営	1 補助事業に係る収支決算書 2 領収書・納品書の写し 3 その他所長が必要と認める書類